

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめは、決して許されない行為である。我々教職員は、いじめられていた児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。そのためにも、教職員全員が児童のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識しなければならない。また、児童自身が「いじめは、絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを十分に理解できるように指導していかななければならない。

そこで、内外海小学校は、国の「いじめ防止対策推進法」及び、「福井県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「内外海小学校いじめ防止基本方針」を策定した。この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、学校が楽しくて行きたいと児童が思えるような学校づくり、学級づくりをめざしています。一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童自身の自己有用感や自己肯定感をはぐくむことを重視します。また、授業など生活場面で、自ら考え、選択し、決定する、あるいは表現するような、自己決定の場を提供し、一人一人に自己指導能力を身につけさせます。これらのことが、自分自身の人間性をさらに高めていこうという意欲や、他者を思いやり、互いに助け合い、不合理な事に対して勇気をもって行動できる精神をはぐくむことにつながっていきます。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、小浜市、小浜市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○自己有用感をはぐくむ教育

縦割り活動、委員会活動、係活動等を充実させ、自身の存在が学級や学校の役に立っていると感じられるような教育活動を展開することを通して、児童が自分を大切に、児童どうしが互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害・海外からの帰国・拉致問題・性同一性障害・新型コロナウイルス感染者への誹謗中傷・東日本大震災による被災等の諸事情を抱えた児童を含め、特に配慮が必要な児童への理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合うことができる態度をはぐくみます。

○体験活動の推進

本校周辺の恵まれた自然を生かした体験活動（山登り・海での活動等）を積極的に取り入れ、達成した喜びや感動を共有することを通して、児童間の絆を深め、目がキラキラ輝いてやる気に満ちあふれる児童を育成します。また、地域に出かけ体験活動をすることで、地域のもの・人・こととつながり、そのつながりを大切にすする心や感謝の気持ちを高めます。

○道徳教育の推進

道徳科の時間を要として、他の教育活動における道徳教育との相互の関連を図りながら、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心をはぐくみます。

（２）学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（相談しやすい雰囲気作りを含めた学級づくり、児童・保護者・教職員へのアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組みの改善に努めます。

（３）いじめの未然防止

○教職員自身の人権意識のチェック

いじめ防止の推進主体である教職員自身が自己の人権意識を毎月チェックし、児童一人一人を人間として尊重していきます。

○自然や地域を生かした教育活動の実施

内外海地区の自然を生かして、山登り・遠泳等に取り組みます。自然の中で思いきり体を動かすことは、心身の健全な成長につながります。また、総合的な学習の時間を中心にふるさと学習を実施し、内外海地区に誇りをもつ児童の育成をめざします。

○授業改善

児童にとってわかりやすい授業のあり方や、児童の主体的な学びを促す子ども中心の授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を積極的に行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、児童が感動や喜びを共有でき、互いに認め励まし合う「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校づくり

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等への理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

ひまわり教室等を利用して、インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の正しい利用についての呼びかけや意識づけを行い、保護者に対しても学校・学級通信等で家庭でのルールづくり等の啓発を行います。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

(4) いじめの早期発見

○いじめの積極的認知

学級担任の日々の児童の見とりや日記指導、もしくは全教職員の情報交換を通して、児童の表情、しぐさ、心の変化をきめ細かく観察し、わずかな変化を見逃さず、積極的にいじめを認知するように努めます。

○自己チェックの活用

学校生活アンケート（いじめ調査）、情報モラル調査、生活リズムチェックを行い、トラブルや生活習慣の乱れ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

定期的なアンケートの実施・分析、学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体へのはたらきかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、スクールカウンセラーとも連携を取り、児童が悩みや不安をいつでも気軽に相談できる体制を整え、チームで支援します。

○保護者に対するいじめ調査の実施

個別懇談や教育懇談会時にいじめに関する聞き取りを実施します。また、家庭訪問や電話連絡等を通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全をまず確保します。いじめたとされる児童に対しては、事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているかを確認するとともに、必要に応じ他の事案も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、3ヶ月以上継続しています。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないことを、被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認します。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席す

ることを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を小浜市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、小浜市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・小浜市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

○いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的開催します。

(構成員)・・・校長、教頭、生徒指導主事、低・高学年チーフ、養護教諭、教育相談担当、外部人材（必要に応じて）

- (活 動)
- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
 - ・「一人一人が互いの人格の尊厳を大切にできる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、ふり返り
 - ・いじめが起きない学校・学級作りのための「心の居場所づくり」についての協議
 - ・児童間の「絆づくり」のための年間を見通した計画的な教育活動の実践
 - ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
 - ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
 - ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
 - ・学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きた時、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)・・・校長、教頭、生徒指導主事、学級担任、教育相談担当、養護教諭、外部人材（必要に応じて）

- (活 動)
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
 - ・個別面談による情報収集
 - ・継続的な支援
 - ・保護者や地域との連携
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所等との連携

(3) 組織図【様式2】 ※別紙参照

5 いじめ対策の年間行動計画【様式3】 ※別紙参照